

災害ボランティア等の健康管理に関する指針

平成 23 年 3 月 16 日版

厚生労働科学災害ボランティア研究班

- ・被災者だけでなく災害ボランティアに対する健康管理は重要である。
- ・医療看護職は災害ボランティアの安全衛生・健康管理も行うことを念頭に入れる
- ・可能であれば「健康管理班」を編成し、災害ボランティアの安全衛生・健康管理を行う。
- ・災害ボランティアに無理をさせないことも健康管理班の職務の 1 つである。
- ・2 次災害を防ぐため、災害ボランティアの活動する環境の正確な状況把握は必要である。

この指針は、これまでの被災地等での調査研究から、災害ボランティア等の健康を守るために、一般的に検討・実施することが好ましいと考えられる事項をまとめたものである。しかし、被災地の状況や制約条件は事例毎に異なり、またそれらは刻々と変化する。実際には、この指針を参考にしつつ、現場の状況に合わせてアレンジし、臨機応変に対応を行うことが必要である。

第 1 節 災害ボランティア等の健康管理の重要性

災害発生時に、多くの災害ボランティア（以下、ボランティア）等が、安全とは言い難い被災地で、さまざまな支援活動を行っている一方、活動中のボランティアが死亡したり、外傷や病気になったりする事例が発生している。これを受けて、可能な限りボランティア等の安全や心身の健康をも確保するために、活動拠点である災害ボランティアセンターに、ボランティア向けの保健衛生班や救護班などの健康管理班（以下、健康管理班）が編成され、またボランティア等の安全衛生・健康管理を専任で担当する医療看護職が配置される事例が最近増えてきた。今回の平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震では今までよりも増して多種多様なボランティア活動上のリスクを伴うものと想定され、このような体制によりボランティア等の健康管理をしっかりと行うことが重要であると思われる。

災害ボランティアや、災害ボランティアセンターのスタッフ等は災害時という特殊な状況のもとでは、どうしても無理をしがちになり、自らの安全衛生・健康管理が後回しになりがちである。自ら健康管理に留意することに加えて医療看護職等を含めた健康管理班による体制を確立することが好ましいと考えられる。

第2節 健康管理班の役割

1. 活動の目的

ボランティア活動中の傷病の未然防止を図るとともに、万一傷病が発生した場合には速やかに適切な対応が行われるようにすることが目的である。

2. 活動の対象者

- (1) 災害ボランティアセンターで受け付けしたボランティア、災害ボランティアセンターで活動しているボランティアコーディネーター・社会福祉協議会職員等のスタッフが考えられる。
- (2) 住民相互の共助活動が行われている実態を考慮すると、近隣住民等、災害ボランティアセンターで受け付けをしていないボランティアも可能な限り対象として検討すべきであろう。

第3節 健康管理班の編成

- (1) 健康管理班には、ボランティアセンターの一般スタッフに加えて、医師、保健師、看護師等の医療看護職が含まれることが好ましい。また、薬剤師、救急救命士等が加わることもある。
- (2) 健康管理班の医療看護職の普段の所属機関として、これまでの事例によると、機関からの派遣及び個人参加を含めて、看護協会、精神科看護技術協会、日本赤十字社、医療機関、医師会、大学、保健所、市町村等がありえると考えられる。
- (3) 災害時、個人的にボランティア活動を志望して被災地に来た医療看護職等も、本人の意思を確認した上で、健康管理班に加わり活動することがある。
- (4) 健康管理班に医療看護職がない場合は、被災者の健康管理を行っている医療看護職等の支援を受ける形もありえる。

第4節 健康管理班活動の準備

1. 体制づくり

- (1) 社会福祉協議会やボランティア協会等は、健康管理班の医療看護職の派遣元となりうる機関に県内外の医療看護職の派遣受け入れ・配置を行う県・市町村（行政機関）とともに、災害時のボランティア等の安全衛生・健康管理に関する業務・人員等の体制、情報提供・収集などを行う。

- (2)災害時に必要に応じて傷病者の応急処置に関する指示等を受け、また治療を要する傷病者の受け入れが円滑に行われるように、地域の医療機関との連携を図る。健康管理班の具体的な役割、ボランティア数に応じた必要人数、必要物品等を検討する。

2. 連携体制

- (1)健康管理班は、災害ボランティアセンターの他部門と連携を密にしながら活動を行う。特に、ボランティアの受付を担当する班との間で、ボランティア保険、体調不良者等の情報について、ニーズの受付を担当する班との間で、依頼された活動の危険の度合いなどについての情報交換は重要である。
- (2) 健康管理班は、地域の医療機関や被災者向けの救護所等と連携を密にする。これは、傷病者の応急処置に関する指示等を受け、また円滑に診療が受けられるようにする上で重要である。また、地域の医療機関等を受診したボランティア等の状況についての把握が行えると、その後の傷病予防対策の検討に役立つ。

3. 情報提供・収集

- (1) 健康管理班は、被災者や他の災害ボランティアセンターのボランティア等の傷病の予防のために、ボランティアの活動中の外傷や体調不良の内容等の情報を、災害ボランティアセンターを通して、地域で活動している医療看護職や町内会・自主防災組織、他の災害ボランティアセンター、自治体等に提供するようにする。
- (2) 災害ボランティアセンターのボランティア等の健康管理のために、被災者や他の災害ボランティアセンターのボランティア等の傷病等の情報を関係機関から収集する。
- (3) 災害ボランティアセンターが関与していないボランティア等に対しても、広くボランティア等の健康管理を災害ボランティアセンターの健康管理班が行うことを周知し、必要に応じて相談等を行うことができることを情報提供する。

第5節 直接的な健康管理活動

状況によって起こりうる傷病は異なるため、臨機応変な対応が求められるが、ボランティアの健康管理を行う場面ごとのポイントは以下の通りである。異常が認められる際は無理をさせずに当該ボランティアに活動中止を勧める勇気と決断が必要である。

健康管理の視点から見て、災害ボランティアが担当すべきではない活動がある。その際に、法令上のその活動の一義的な実施者がどのように決められているか、またその活動の危険性の度合いを踏まえて、検討が行われる必要がある。具体的には、がれきの撤去処理に関連する活動や、汚泥の処理、一部損壊等の家屋における活動など 2 次災害の可能性がある状況では安全確保が難しい場合がある。

健康管理班は、以下のように、災害ボランティアセンターでの活動、巡回による活動などを並行して適宜分担して行う。

1. ボランティア活動前

1) ボランティアを受け付ける班における健康管理に関する活動内容

- (1) 受付時に、ボランティア保険加入の確認（及び加入手続き）、健康のチェック（自己申告）等を行う。
- (2) 活動のイントロダクション時に、安全衛生・健康管理に関する注意事項（所持品、休憩、途中異常があった場合の連絡方法等）の説明等を行う。

2) ニーズを受け付ける班における健康管理に関する活動内容

活動ニーズの受付の際に、必要に応じて健康管理班と相談しながら、その作業の危険性を判断する。限度を超える危険性があると判断された場合には、その活動をお断りすることも必要である。

3) 健康管理班等の活動内容

体調不良の人について、詳しく心身の状態をチェックする。その後、ボランティアコーディネーターと相談し、状態によって活動せずに帰宅してもらったり、医療機関の受診を勧めたり、負担の軽い作業を斡旋したりする。

被災地の現場以外でも活動できる内容は多々あるので、以下の者については無理をさせず、災害ボランティアセンター内での活動を勧めるなど活動を開始するにあたり注意を払うとよい。

- ・過去の災害活動等でメンタル的な不調を経験したことがある者
- ・高血圧、糖尿病、喘息等の持病がある者
- ・現在体調が万全ではない者
- ・チームでの活動が苦手な者
- ・不安になりやすい者

4) 観察点

前夜の睡眠状態、顔色、持病の有無とその程度、マスクの所持・着用等

2. ボランティア活動中の巡回

1) 健康管理班等の活動内容

- (1) 必要に応じて2人以上1組で、ボランティア等の活動場所を巡回する。
- (2) 体調不良は無いか、もし体調不良があったら早期に相談するように声を掛ける。
- (3) 調達が可能であれば寒い時は使い捨てカイロを渡すなどすると声をかけやすくなる。
- (4) 活動場所が広範囲の場合は、地域を巡回するボランティアコーディネーター等に

協力を依頼し、分担して巡回する。

- (5) 巡回においては、産業保健の三管理の視点で、作業環境、作業方法で注意を要する危険なところは無いか、健康状態はどうか等を観察する。
- (6) 作業環境や作業方法の問題点や改善方策に気がついた際には、現場ですぐに対応可能なことについては活動中のボランティア等に伝える。
- (7) 調整が必要なことや、他の作業場所でも同様の問題があると考えられることについては、災害ボランティアセンターのボランティアコーディネーター等に伝える。
なお、伝えた相手が指摘事項について納得し、実際に改善が行われるようにうまく伝えることが必要である。

2) 観察点

- (1) 活動時 水分補給状態、排尿・発汗状態、心身の状態、休憩時間の有無等
- (2) 休憩時 心身の状態、手洗い、うがい、十分な休憩の有無、食べ物の状態
衣服の変え（発汗の多い時）等

3. 応急処置

- (1) 活動中に体調不良や外傷を負ったボランティア等に対しては、症状等に合わせて災害ボランティアセンターで待機中または巡回中の健康管理班が応急処置等の対応を行う。
- (2) 応急処置の内容としては、緊急な場合や医師の参画・指示がある場合等を除いて、原則として医療行為にならない範囲の対応を行う。
- (3) 必要に応じて、医療機関への搬送を行ったり、受診を勧めたりする。
- (4) メンタル的な対応が必要な人に対しては、話を聞く。必要に応じて、メンタル相談窓口や、こころのケアチーム等への相談を勧める。
- (5) 応急処置の際には、ボランティアの活動調整をしている部署と連絡を密にして、必要に応じて、その場所の活動には別のボランティアに交代してもらったり、またその交代で来るボランティアに対し、安全衛生上の注意点を徹底したりする。

4. ボランティア活動終了後

(昼食休憩等で一時的に災害ボランティアセンターに戻ってきた場合も同様)

1) 健康管理班の活動内容

- (1) 声かけと観察—休憩時間や活動終了時に災害ボランティアセンターに戻ってきたボランティアに、声かけと体調観察を行う。
- (2) 活動後、体調不良や外傷を負っていたボランティア等に対して、応急処置を行う。
- (3) メンタル的な対応が必要な人に対しては、話を聞く。必要に応じて、メンタル相談窓口や、こころのケアチーム等への相談を勧める。
- (4) 帰宅後に心身に不調を感じた際は医療機関を受診することを勧める。

2) 観察点

心身の状態、手洗い、うがい、衣服の着替え等

5. ボランティアコーディネーター・職員等の健康管理

被災地ではボランティアコーディネーター・職員等のスタッフは業務繁多のため自己の健康管理が後回しになりがちである。健康管理班はこれらのスタッフの体調チェックや健康相談を行い、率先して定期的に休憩・休日を取るよう勧める。特に多忙な災害ボランティアセンターにおいては、スタッフの睡眠時間の把握や、血圧測定等を行うのも良い。また、災害ボランティアセンターや各部署の責任者等はその責任感から無理をしがちになるので、積極的に休憩・休日を取るよう勧めるのがよい。

第6節 間接的な活動

1. 記録

被災地では記録等は後回しになりがちであるが、活動の事後評価、改善のために以下のような記録を行う。

- (1) 健康管理票（対応、処置を要したボランティア等についての各個人ごとの記録。行った処置等の内容や指示事項などを記載する。）（参考例添付）
- (2) 業務日誌（その日の業務の概要や特記事項を記載する。）
- (3) 集計表（体調不調者事例等の概要一覧や件数などの記録。）

2. 評価

- (1) 随時、体制や活動を評価し見直しを行う。
- (2) 今後のボランティア等の健康管理に役立てるため、活動終了後に健康管理票等の集計、分析、検討を行う。

第7節 注意すべき傷病や症状

これまでの事例から、一般的に以下のような傷病の頻度が高いと考えられる。

1. 頻度の高い傷病等

(1) 傷病

高血圧、心臓発作、低体温、脱水症、食中毒等の感染症、切り傷、釘の踏みぬき、打撲、眼内異物、虫さされ等

(2) 症状

気分不良、顔色不良、めまい、たちくらみ、ふらつき、吐き気、脱力感、発汗異常、

喉の痛み、咳・痰、意識障害、けいれん、しびれ、下痢、目の違和感・かすみ、胸部の不快感、胸部痛、動悸、疼痛、腫脹、出血、抑うつ、多弁・興奮、不安感、等

2. 注意すべき傷病

- ・深い外傷を負った場合は、当日中に破傷風の予防注射を受けるように促す。
- ・温暖な季節になり蜂にさされた場合には、アナフィラキシーショックを起こすことがあるため、救護所や医療機関の近くなど、すぐに救急処置ができる場所で、しばらく観察を行う。

この指針は順次改訂し、下記のホームページに掲載する予定である。

<http://kiki.umin.jp>

作成者：平成 22～23 年度厚生労働科学研究（健康安全・危機管理対策総合研究事業）「地域健康安全を推進するための人材養成・確保のあり方に関する研究」での分担研究「地域健康安全に貢献するボランティアの養成・確保の方策に関する研究」班

(参考) 第2章 第1節

災害ボランティア等の健康管理に関する災害時の組織連携体制図 (例)



